

役員・評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は近藤記念財団（以下、「当財団」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）、第26条（報酬等）に基づき、理事・監事・評議員に支払う報酬等と費用に関して規定する。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の意義は以下の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当財団の役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、下表に基づき支給する。

役職	報酬内容	年度総額
評議員	会議出席の都度、一人当たり 20,000 円 同一日に会議が複数回あった場合は一回とする	定款第13条に定める年度総額（合計） 500,000 円

- (2) 役員の報酬は、下表に基づき、年度総額の範囲内で支給する

役職	報酬内容	年度総額（合計）
理事、監事	会議出席の都度、一人当たり 20,000 円 同一日に会議が複数回あった場合は一回とする	800,000 円

上記「一人当たり」の金額は、源泉所得税等所定の税金を控除した後の金額とする。

その他、執筆、講演等を役員等が行った場合は、上記金額と同様に計算・支給する。

(費用)

第4条 当財団は、役員、評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。旅費交通費は、実費相当額を支払う。

(公表)

第5条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経た上で行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

本規程は平成29年6月26日より実施する。